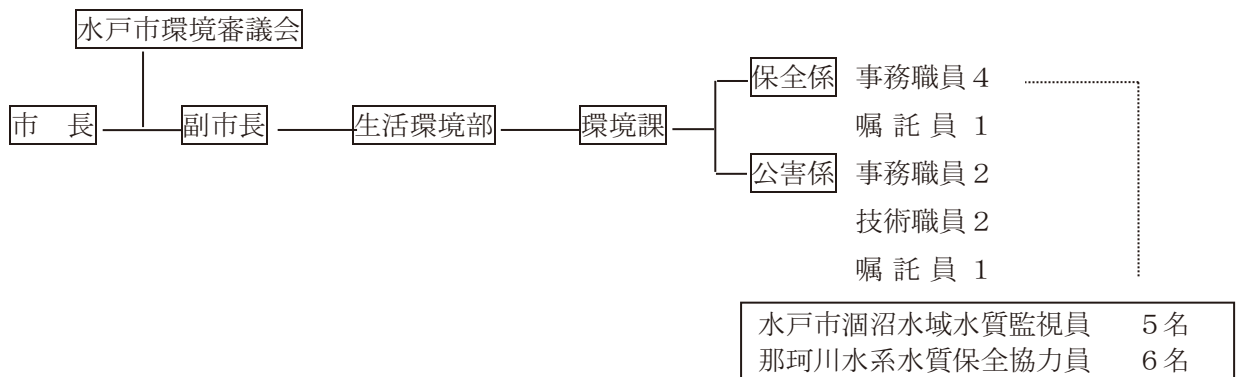


第 2 部 環境行政の体制と 公害の概況

第1章 環境行政の機構

(平成30年4月1日現在)

1. 環境行政の組織



2. 環境課事務分掌

(1) 保全係

- ・環境保全の推進に係る企画及び調整に関すること。
- ・地球温暖化対策に関すること。
- ・自然環境保全に関すること。
- ・鳥獣の保護に関すること。
- ・生活雑排水対策に関すること。

(2) 公害係

- ・公害の調査及び対策に関すること。
- ・公害の苦情相談及び仲介に関すること。
- ・公害対策の連絡調整に関すること。
- ・騒音規制法，水質汚濁防止法，悪臭防止法，特定工場における公害防止組織の整備に関する法律，振動規制法及び土壌汚染対策法に関すること。

3. 水戸市環境審議会

昭和45年条例第50号で設置された水戸市公害対策審議会を環境基本法制定に合わせ，平成7年4月から水戸市環境審議会と改称したもので，本市における環境保全対策に関する基本的事項を調査・審議する市長の諮問機関です。

なお，審議会は，関係機関，団体の役職員及び学識経験者のうちから，市長が委嘱する17名以内の委員をもって構成されます。

第2章 環境行政の経過

- 昭和42年 8月 公害対策基本法公布施行
- 43年 4月 民生部社会課に交通公害係（3名）新設
- 44年 7月 騒音規制法に基づく地域指定（市域の一部）を受ける
- 45年12月 水戸市公害対策審議会条例施行
- 46年 4月 民生部交通公害課公害係（4名）となる
- 9月 公害防止協定締結(昭和46年9月・宮町, 昭和47年2月・見川町, 2社)
- 10月 茨城県公害防止条例施行
- 48年 4月 茨城県光化学スモッグ対策要綱施行
茨城県自然環境保全条例施行
- 49年 4月 水戸市公害防止条例施行
- 5月 光化学スモッグ緊急連絡体制確立
- 8月 光化学スモッグ受令装置設置（庁舎）
- 9月 市内主要河川の水質監視測定（11地点）開始
- 50年10月 騒音規制法に基づく事務委任及び地域指定を受ける
- 53年 4月 振動規制法に基づく事務委任及び地域指定を受ける
- 54年 6月 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行
- 55年12月 悪臭防止法に基づく事務委任及び地域指定を受ける
- 56年 2月 元石川工業団地造成に伴う排水に係る協定締結
（甲・大瀬沼漁業協同組合, 乙・(財)茨城県開発公社, 立会人・水戸市）
- 9月 市民生活部市民生活課公害係と改称（7名）
- 57年 5月 瀬沼流域水質浄化対策審議会に加入
- 8月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結
（東部工業団地, 昭和58年10月から平成元年10月まで, 17社）
- 58年11月 那珂川水系水質保全協議会に加入
- 60年 4月 機構改革により市民生活部環境課(水質保全係, 公害係)新設(9名)
- 10月 良好な水環境基本計画策定
- 61年 5月 千波湖浄化対策調査研究会発足
- 6月 千波湖浄化対策連絡協議会発足
- 7月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結
（水戸西流通センター, 昭和61年7月から平成4年10月まで, 44社）
- 62年 4月 水戸市千波湖浄化対策調査専門委員規則施行
- 63年10月 千波湖浄化事業として那珂川からの導水開始
- 12月 千波湖浄化事業として底泥の浚渫開始
- 平成元年 3月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結(元吉田町, 2社)

- 4月 市民環境部環境課と改称
- 4年 3月 常澄村と合併
- 5年 6月 環境を育む水戸市行動計画策定
- 11月 環境基本法公布施行
- 6年10月 水戸市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例施行
- 7年 4月 水戸市公害対策審議会条例を水戸市環境審議会条例と改称
- 10月 茨城県地球環境保全行動条例施行
- 8年 6月 茨城県環境基本条例施行
- 10月 水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例施行
- 10年 4月 鳥獣保護に関する事務分掌が環境課へ移管
- 11月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結(水戸西流通センター, 3社)
- 12年 4月 水戸市環境基本条例施行
- 13年 4月 特例市に移行(水質汚濁防止法等の事務が県から移譲される。)
- 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結(水戸西流通センター, 1社)
- 10月 水戸市地球温暖化対策実行計画策定(市役所エコプラン)
- 14年 3月 水戸市環境基本計画策定
- 4月 住宅用太陽光発電システム設置補助開始
- 10月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結(平須町, 1社)
- 17年 2月 内原町と合併
- 6月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結(水戸西流通センター, 1社)
- 7月 水戸市環境保全会議設立
- 水戸市公害防止条例に基づく環境保全協定締結(下入野町, 1社)
- 10月 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行
- 大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例施行
- 水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例施行
- 19年 2月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結
- (水戸西流通センター, 8社 東部工業団地, 1社)
- 3月 第2期水戸市地球温暖化対策実行計画(市役所エコプラン)策定
- 5月 水戸市雨水共生にかかる取組方針策定
- 20年12月 水戸市公害防止条例に基づく環境保全協定締結(元石川町, 1社)
- 21年 4月 雨水貯留施設等設置補助開始
- 7月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結(水戸西流通センター, 1社)
- 24年 3月 水戸市地球温暖化対策実行計画策定(みと安心未来へのコッCO₂プラン)
- 25年 3月 茨城県微小粒子状物質(PM_{2.5})に係る注意喚起実施要領施行
- 26年 3月 水戸市環境基本計画(第2次)策定
- 第3期水戸市地球温暖化対策実行計画(市役所エコプラン)策定
- 26年 4月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結(高田町, 1社)
- 27年 4月 生活環境部環境課と改称

第3章 水戸市の環境政策

水戸は、那珂川をはじめ大小さまざまな河川が市内を流れ、その地名の由来のとおり水の豊かな街です。市の中心部には、平成28年4月に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)」に指定された千波湖周辺地区、さらには梅の名所である偕楽園があります。この千波湖とその周辺地区に広がる緑地の自然的な魅力や、偕楽園などの歴史的資源と街との調和は、水戸市の大きな特徴です。

私たちの暮らしは、このような豊かな水と緑に支えられてきました。しかし、現代の生活スタイルや社会経済活動から生じる環境への負荷は、身の回りから地球規模にまで広い範囲に及んでいます。その結果として生じる様々な環境問題の影響は、将来の世代への負担となっていくことが懸念されています。

水戸市では、平成12年3月に「水戸市環境基本条例」を制定し、その基本理念を具体化するため、平成14年3月に「水戸市環境基本計画」を策定しました。それから10年以上が経過し、社会経済情勢の変化とともに環境をとりまく状況も大きく変わり、この状況に対応するため、平成26年3月に「水戸市環境基本計画(第2次)」を制定しました。

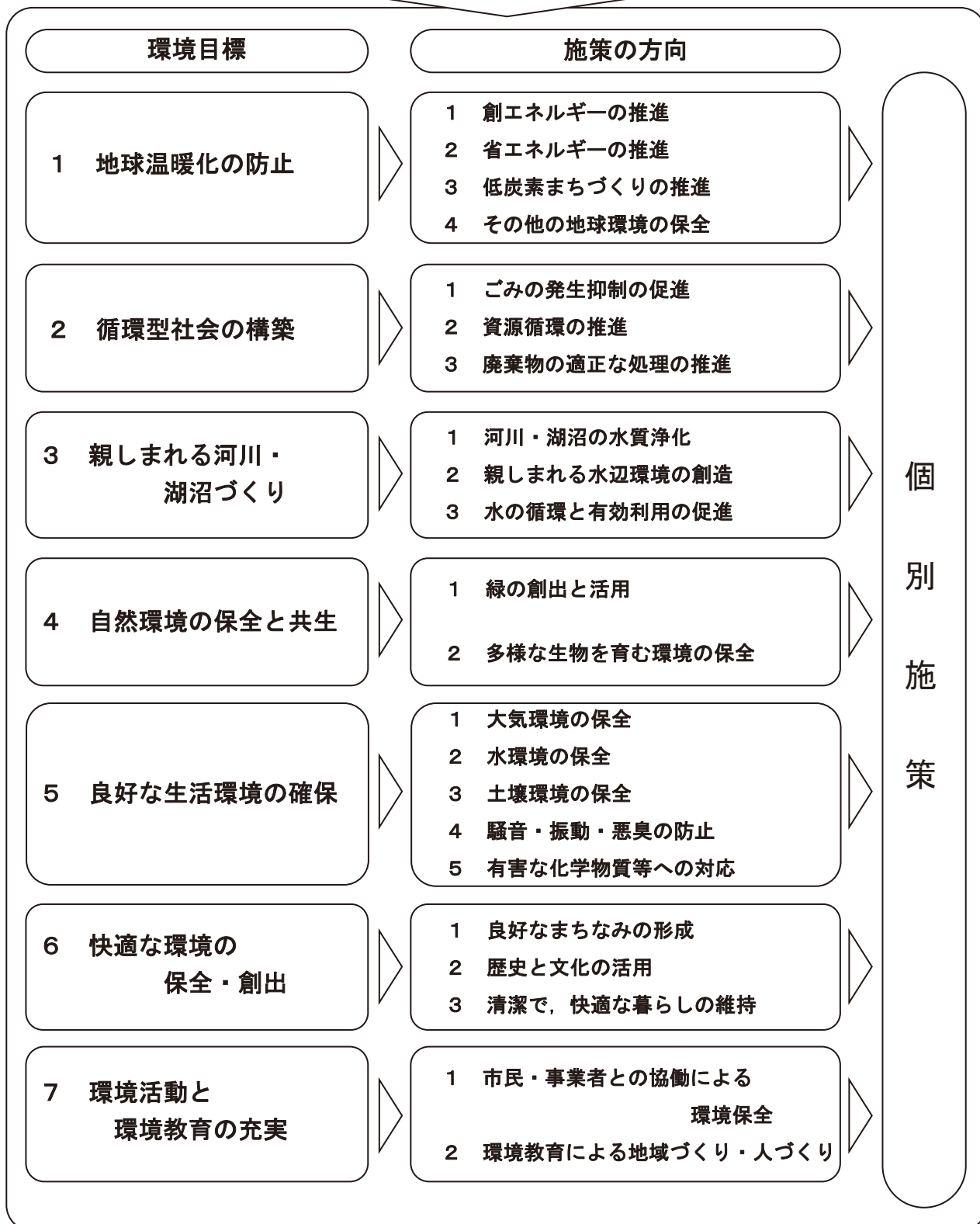
偕楽園や弘道館などの歴史的資源と、千波湖及びその周辺の緑が、街と調和し、人々が快適にらせる環境として、将来の世代に貴重な財産として引き継いでいくための、新たなしくみづくりが必要となります。

私たちの生活が、この水戸の水と緑に支えられてきたことを再認識し、環境を守っていくという意識を私たち一人ひとりが持ち、環境への意識を共有していくことが大切です。私たちは、バランスを失いつつある環境の保全にみんなと取り組むため、「豊かな水と緑をみんなで作る未来へつなぐまち 水戸」を目指します。

環境基本計画の構成

目指すべき環境像

豊かな水と緑をみんなでつくる 未来へつなぐまち 水戸



第4章 公害苦情の現況

平成30年度における公害苦情件数は85件で、前年度と比較すると7件の増加となっています。

これを種類別にみると、騒音が38件（44.7%）と最も多く、次いで悪臭が30件（35.3%）となっています。

苦情は年間を通して発生していますが、春から夏にかけて騒音・悪臭の苦情件数が増加する傾向にあります。種類別に昨年度と比較すると、騒音が減り悪臭の件数が増え、全体の件数で見ると昨年度より若干の増加となりました。

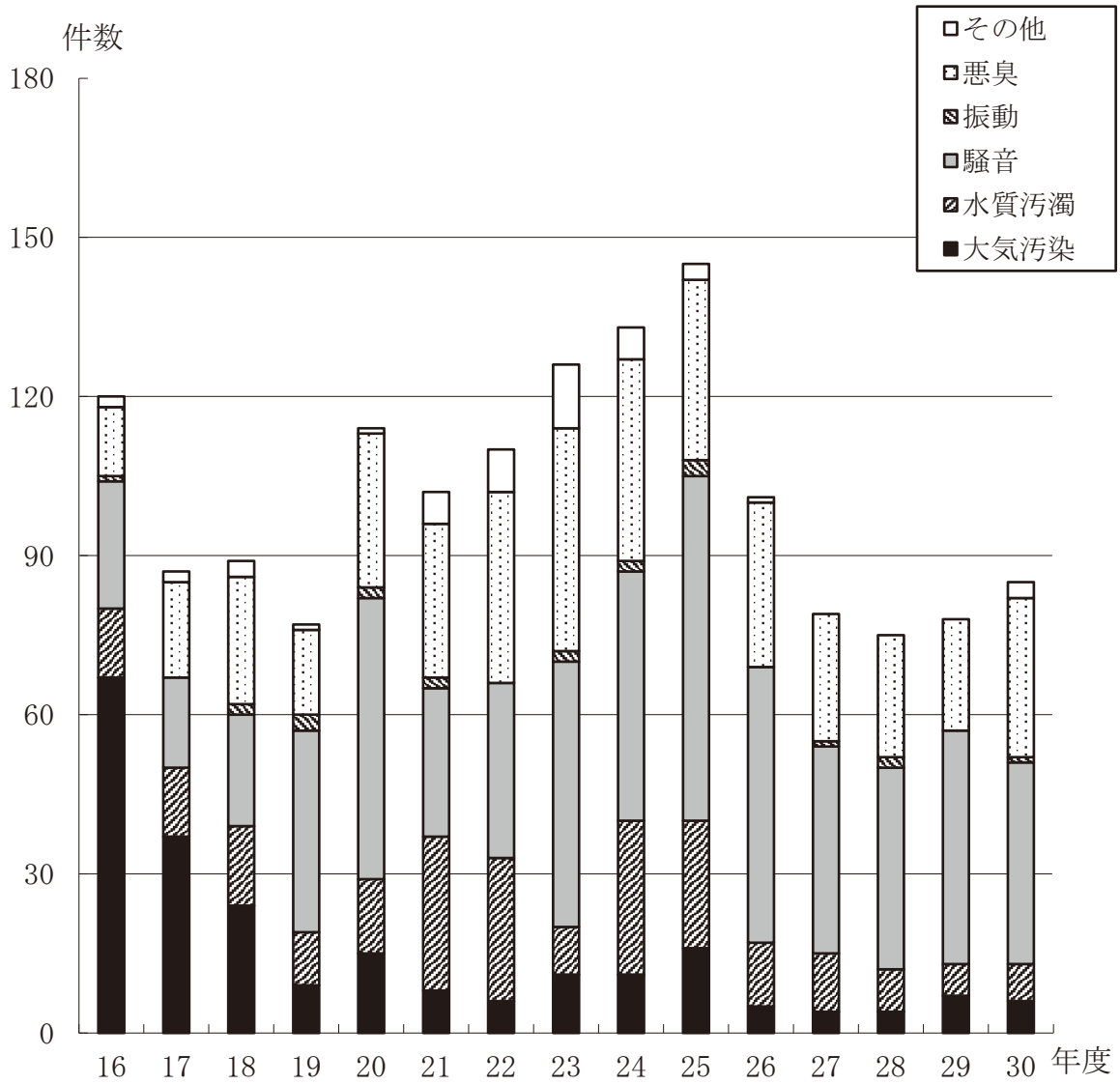
都市計画区域別では、市街化調整区域の46件（54.1%）が最も多く、次いで商業地域の9件（10.6%）となっており、業種別では、建設業（20.0%）や農業（14.1%）、家庭生活（12.9%）に起因する苦情が多くなっています。

被害の状況を種類別で見ると、感覚的・心理的なものが大多数となっています。

公害苦情年度別発生状況

年度	大気汚染		水質汚濁		騒音		振動		悪臭		その他		計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
16	67	55.8	13	10.8	24	20.0	1	0.8	13	10.8	2	1.7	120
17	37	42.5	13	14.9	17	19.5	0	0.0	18	20.7	2	2.3	87
18	24	27.0	15	16.9	21	23.6	2	2.2	24	27.0	3	3.4	89
19	9	11.7	10	13.0	38	49.3	3	3.9	16	20.8	1	1.3	77
20	15	13.1	14	12.3	53	46.5	2	1.8	29	25.4	1	0.9	114
21	8	7.8	29	28.4	28	27.5	2	2.0	29	28.4	6	5.9	102
22	6	5.5	27	24.5	33	30.0	0	0.0	36	32.7	8	7.3	110
23	11	8.7	9	7.2	50	39.7	2	1.6	42	33.3	12	9.5	126
24	11	8.3	29	21.8	47	35.3	2	1.5	38	28.6	6	4.5	133
25	16	11.0	24	16.6	65	44.8	3	2.1	34	23.4	3	2.1	145
26	5	5.0	12	11.9	52	51.5	0	0.0	31	30.7	1	1.0	101
27	4	5.1	11	13.9	39	49.4	1	1.3	24	30.4	0	0.0	79
28	4	5.3	8	10.7	38	50.7	2	2.7	23	30.7	0	0.0	75
29	7	9.0	6	7.7	44	56.4	0	0.0	21	26.9	0	0.0	78
30	6	7.1	7	8.2	38	44.7	1	1.2	30	35.3	3	3.5	85

公害苦情種類別経年変化



月別種類別件数

種類	年月												計
	H30 4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31 1	2	3	
大気汚染		1		1			2	1	1				6
水質汚濁	1			1				1			2	2	7
騒音	4	3	5	7	1	1	4	3	3	1	2	4	38
振動										1			1
悪臭	1	3	2	3	4	1	4	2	5	2	3		30
その他	1			1					1				3
計	7	7	7	13	5	2	10	7	10	4	7	6	85
構成比	8.2	8.2	8.2	15.3	5.9	2.4	11.8	8.2	11.8	4.7	8.2	7.1	100

都市計画区域別発生件数

用途 種類	市街化区域											市街化調整区域	計	
	住第1種 住居専用 地域層	住第2種 住居専用 地域層	住第1種 住居専用 中高層 地域	住第2種 住居専用 中高層 地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域			工業 専用 地域
大気汚染			1		1								4	6
水質汚濁													7	7
騒音	10		1	1	2	2	2		6				14	38
振動							1							1
悪臭			1	1		4	1		3				20	30
その他	1									1			1	3
計	11	0	3	2	3	6	4	0	9	1	0	0	46	85
構成比	12.9	0.0	3.5	2.4	3.5	7.1	4.7	0.0	10.6	1.2	0.0	0.0	54.1	100

種類別業種別発生状況

業種 種類	農 業	林 業	漁 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ 熱 供 給 ・ ガ ス ・ 水 道 業	情 報 通 信 業	運 輸 業	卸 売 ・ 小 売 業	金 融 ・ 保 険 業	不 動 産 業	飲 食 店 ・ 宿 泊 業	医 療 ・ 福 祉	教 育 ・ 学 習 支 援 業	複 合 サ ー ビ ス 事 業	サ ー ビ ス 業	公 務	分 類 不 能 の 産 業	家 庭 生 活	合 計
大気汚染				2	1								1			1		1		6
水質汚濁					1							2				1		2	1	7
騒音				14		1					1	1		2		4		7	8	38
振動							1													1
悪臭	11										2	4				2	1	8	2	30
その他	1			1														1		3
計	12	0	0	17	2	1	1	0	0	0	3	7	0	3	0	8	1	19	11	85
構成比	14.1	0.0	0.0	20.0	2.4	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0	3.5	8.2	0.0	3.5	0.0	9.4	1.2	22.4	12.9	100

苦情(被害)の種類別件数

区分 件数	健 康	財 産	動 ・ 植 物	感 覚 的 ・ 心 理 的	そ の 他	合 計
	1	2	0	77	5	85